

昭和 60 年度

第 2 回

定期監査報告書

教育委員会

市民会館・公民館

福生市監査委員

写

福監発第 2381 号

昭和60年11月25日

定期監査結果報告書

福生市長 田 村 匡 雄

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市教育委員会

委員長 木 村 和 男 公民館

2. 監査の範囲

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

昭和60年4月1日から昭和60年8月31日までの間に

同 村 尾 栄 次 印

執行された財務に関する事務

3. 監査の実施期間

昭和60年度第2回定期監査の結果に

昭和60年9月17日から昭和60年10月17日まで

ついて(報告)

4. 監査の方針

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。行されているかどうかについて、主として次の事項について

監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 市民会館・公民館に関する事務事業について

(3) 施設、設備等の保守管理について

(4) 備品の管理状況について

第 1883 葉 第 1 冊

昭和 60 年 11 月 1 日

第 2 回

田 村 市 長

市 民 会 館 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館

市 民 会 館 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館 市 民 会 館

(田 村)

田 村 市 民 会 館 市 民 会 館

田 村 市 民 会 館 市 民 会 館

昭和 60 年度

第 2 回

定期監査結果報告書

1 監査の概要

1. 監査の対象

教育委員会 市民会館・公民館

2. 監査の範囲

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 60 年 8 月 31 日までの間に

執行された財務に関する事務

3. 監査の実施期間

昭和 60 年 9 月 17 日から昭和 60 年 10 月 17 日まで

4. 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた市民会館・公民館における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 市民会館・公民館に関する事務事業について

(3) 施設、設備等の保守管理について

(4) 備品の管理状況について

Ⅱ 監査の結果

市民会館・公民館は、市民の学習の場として活用されており、その役割は益々大きくなっている。

財務に関する事務処理は、関係職員の努力により、総体的にみて概ね良好なものと認められるが、なお一部に是正改善について、検討を必要とする事項が若干見受けられたので、今後の事務処理にあたつては、十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1. 市民会館・公民館の事務分掌は次のとおりである。

(1) 市民会館

① 管理係

ア 会館の公印の管守に関する事。

イ 会館の文書の収受及び発送に関する事。

ウ 会館の予算の経理、物品の出納及び保管に関する事。

エ 会館の施設、備品の貸与、及び整理に関する事。

オ 会館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。

カ 前各号のほか、他の係に属さない事。

② 事業係

ア 利用団体の連絡調整及び援助に関する事。

イ 会館の主催事業に関する事。

(2) 公民館

① 管理係

ア 公民館の公印の管守に関する事。

イ 公民館の文書の収受及び発送に関する事。

ウ 公民館の予算の経理、物品の出納及び保管に関する事。

エ 公民館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関する事。

オ 公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。

カ 前各号のほか、他の係に属さない事。

② 事業係

ア 公民館運営審議会に関する事。

イ 各種の学級、教室及び講座を開設する事。

ウ 講習会、講演会、実習会展示会等を開設する事。

エ 社会教育資料を収集、整理し、市民の利用に供する事。

オ 社会教育関係団体及び関係機関等の連絡と援助を図る事。

カ 前号のほか、公民館の事業の実施に関する事。

2. 職員の配置状況は次のとおりである。

区分 \ 職名	館長	係長	主事	主事補	用務員	計
市民会館・公民館	1	2	10	1	2	16
管 理 係	—	1	2	1	2	6
事 業 係	—	1	8	—	—	9
公 民 館	—	—	4	—	—	4
白梅分館	—	—	2	—	—	2
松林分館	—	—	2	—	—	2

※ 市民会館と公民館を兼務

3. 予算の執行状況について

予算の執行状況は、別表1「予算執行状況に関する調」のとおりであり、概ね適正に執行されているものと認められるが、なお、若干の留意点が見受けられたので概要について記述する。

(1) 歳入について

ア 公民館使用料の当初予算計上額は6万円である。既に収入率は72.7%であり、昭和59年度決算額は102,800円である。当初予算の計上額が過小と思われる。例年の使用料を適確に把握のうえ予算計上をするよう望む。

イ 雑入金について、市民会館、公民館関係当初予算計上額は、8,667千円である。収入率は11.3%であつた

が、主催事業が後半に多いため、上半期の収入が少いものであつた。

なお、収入金の現金の保管状況は、昭和56年度の監査で館に留め置くことなく早急に納入されるよう指摘されているが、今回の監査では、毎日、収納代理金融機関に納入されていた。

ウ 市民会館主催事業の入場券販売事務処理について、若干の改善を求める。

入場券の販売委託業者と、事業主である福生市との間に取り交わす金券である入場券の預り、返還、現金の授受の事務処理が不適切な部分が見受けられた。今後の事務処理については、それぞれの授受関係の書類を適切にするよう改善されたい。

エ 市民会館、公民館の使用について、使用申請書と領収書とを突合したが、一連性がなく確認しづらい。申請書受付番号と領収書発行までの事務処理を改善されたい。

(2) 歳出について

ア 超過勤務手当、旅費、前渡金の支給経理事務は、概ね適切であつた。

イ 福生市財務規則第84条の2の規定による契約の特

例で所管館長に委任してある、1件5万円未満の物品の購入、1件10万円未満の修繕、委託等の契約について、若干の不適正な事務処理が見受けられた。

随意契約による場合は、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないと規定してあるが、これが実行されていない。備品、消耗品、修繕、委託等の業者の選定が特定される傾向が見受けられた。

また、検査事務が、発注職員と検査職員が同一人であり、検査業務として適切でない。支出負担行為は検査をもつて支払義務が発生するものであり、福生市検査事務実施規程に則り適切に行なわれたい。

4. 市民会館・公民館に関する事務事業について

(1) 事業係職員の超過勤務が、1カ月平均1人33.5時間勤務している。主催事業が主に夜間実施されるためである。

職員の健康管理には十分配慮されて業務の運営を図られるよう望みたい。

(2) 市民会館・公民館の利用状況は前年度と比し若干減少気味である。年度間ではほぼ横ばいの模様とのことである。

(3) 市民会館主催事業は、事業委託料として当初予算800万円を計上してある。既に今年度は、市民名画劇場、落語鑑賞会等5回実施している。本事業は市民が豊かな芸術文

化に接し、教養を高める場である。事業の選択にはその理念に則り十分研究されることを望むものである。

(4) 公民館主催事業は公費負担で運営している。幼児、少年青年、婦人、成人、一般等区分して実施している。主催事業の内容は毎年検討を加えている。本事業も市民会館事業同様十分研究されて、一層の効果のある事業の計画を望むものである。

5. 施設及び設備等の保守管理について

(1) 飲料用貯水槽等の水質検査は、昭和56年度監査の指摘事項であるが、現在は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第2条第2号(イ)等に則り有資格者が年に2回検査を実施している。

(2) 電気保安業務について、昭和56年度の監査でキューピクルピット内に浸水があり早急に改善されるよう指摘されているが、改修工事が行われていない。電気保安管理上支障があるのでできる限り速やかに改善されたい。

(3) 一階の採光部分及び三階の採光部分に雨漏り水滴が見られ、壁のペイントのはく離がある。早急に改修されるよう検討されたい。

(4) 防火、防災の訓練は、防火管理者が消防計画により、消防署の指導のもとに年2回実施している。

6. 備品管理については、概ね適正と認められたが備品台帳に

別表 1

予算執行状況に關

歲入

款 項 目	予 算 現 額		
	予 算 額	繰越事業繰越 財 源 充 当 額	計
8. 使用料及び手数料	1 2 5, 5 0 8, 0 0 0	0	1 2 5, 5 0 8, 0 0 0
1. 使 用 料	9 5, 9 5 1, 0 0 0	0	9 5, 9 5 1, 0 0 0
3. 教育 使 用 料	4 9, 6 6 2, 0 0 0	0	4 9, 6 6 2, 0 0 0
15. 諸 収 入	1 7 9, 3 3 8, 0 0 0	0	1 7 9, 3 3 8, 0 0 0
5 雑 入	2 5, 2 2 8, 0 0 0	0	2 5, 2 2 8, 0 0 0
1. 雑 入	2 5, 2 2 8, 0 0 0	0	2 5, 2 2 8, 0 0 0

歲出

款 項 目	予 算 現 額			支
	予 算 額	繰越事業費 繰越額	計	
10.教 育 費	2,474,921,000	0	2,474,921,000	67
5 社会教育費	461,613,000	0	461,613,000	14
4.市民会館管理費	133,809,000	0	133,809,000	4
5.公民館管理費	64,436,000	0	64,436,000	2

別表 1

予算執行状況に関する調 (一般会計)

歳入

市民会館・公民館所管分

単位：円

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		説 明
	予 算 額	繰越事業繰越 財 源 充 当 額	計			(%) 予算対比	(%) 調定対比	
8. 使用料及び手数料	125,508,000	0	125,508,000	74,612,945	61,602,648	49.1	82.6	市民会館使用料 10,390,050 公民館使用料 43,600
1. 使用料	95,951,000	0	95,951,000	62,674,430	48,270,863	50.0	77.0	
3. 教育使用料	49,662,000	0	49,662,000	17,604,750	26,995,360	54.4	153.3	
15. 諸 収 入	179,338,000	0	179,338,000	35,988,288	35,729,503	19.9	99.3	市民会館主催事業入場料 130,950 食堂光熱水費 756,055 赤電話使用料 86,610 新聞売払金 2,750
5 雑 入	25,228,000	0	25,228,000	17,793,844	17,441,959	69.1	98.0	
1. 雑 入	25,228,000	0	25,228,000	17,793,844	17,441,959	69.1	98.0	

歳出

単位：円

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	翌年度 繰越額	説 明
	予 算 額	繰越事業費 繰 越 額	計					
10. 教 育 費	2,474,921,000	0	2,474,921,000	672,009,783	1,802,911,217	27.2	0	
5 社会教育費	461,613,000	0	461,613,000	149,955,134	311,657,866	32.5	0	
4. 市民会館管理費	133,809,000	0	133,809,000	41,724,017	92,084,983	31.2	0	
5. 公民館管理費	64,436,000	0	64,436,000	22,929,285	41,506,715	35.6	0	

参考資料 1

市民会館・公民館の利用件数

施設名 月別 区分			4			5			6			7			8			合 計		
			有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数
市 民 会 館	ホ ル	大 ホ - ル	21	0	21	14	0	14	36	0	36	21	0	21	17	0	17	109	0	109
		小 ホ - ル	18	0	18	17	0	17	25	0	25	44	0	44	12	0	12	116	0	116
		小 計	39	0	39	31	0	31	61	0	61	65	0	65	29	0	29	225	0	225
	集 会 室 等	リハ - サル室	8	9	17	8	7	15	10	8	18	6	7	13	9	10	19	41	41	82
		第 1 集 会 室	11	15	26	2	22	24	7	28	35	7	28	35	6	19	25	33	112	145
		第 2 集 会 室	11	26	37	1	35	36	2	45	47	5	38	43	4	36	40	23	180	203
		第 3 集 会 室	6	37	43	11	43	54	7	52	59	3	50	53	2	29	31	29	211	240
		第 4 集 会 室	5	36	41	11	24	35	8	34	42	8	35	43	6	24	30	38	153	191
		第 5 集 会 室	4	29	33	7	30	37	5	41	46	6	37	43	2	31	33	24	168	192
		第 6 集 会 室	4	31	35	7	25	32	8	34	42	9	35	44	9	30	39	37	155	192
		第 7 集 会 室	1	30	31	5	24	29	5	38	43	6	39	45	7	23	30	24	154	178
		第 8 集 会 室	5	5	10	13	3	16	8	14	22	9	7	16	6	6	12	41	35	76
		展 示 室	0	5	5	2	0	2	0	0	0	0	4	4	0	12	12	2	21	23
		小 計	55	223	278	67	213	280	60	294	354	59	280	339	51	220	271	292	1,230	1,522
		計	94	223	317	98	213	311	121	294	415	124	280	404	80	220	300	517	1,230	1,747
公 民 館	調 理 室 美 術 室 音 楽 室 視 聴 覚 室 児 童 室	調 理 室	5	21	26	5	11	16	6	16	22	1	21	22	0	5	5	17	74	91
		美 術 室	1	21	22	1	25	26	1	18	19	1	15	16	0	14	14	4	93	97
		音 楽 室	0	41	41	1	36	37	0	36	36	1	28	29	0	47	47	2	188	190
		視 聴 覚 室	1	34	35	2	18	20	0	31	31	1	24	25	0	48	48	4	155	159
		児 童 室	2	13	15	3	12	15	0	18	18	0	20	20	0	3	3	5	66	71
	計		9	130	139	12	102	114	7	119	126	4	108	112	0	117	117	32	576	608
合 計			103	353	456	110	315	425	128	413	541	128	388	516	80	337	417	549	1,806	2,355

2. 市民会館・公民館の利用人員

施設名			月 別	4	5	6	7	8	合 計
市 民 会 館	ホ ー ル	大 ホ - ル	7, 4 6 0	3, 8 1 0	1 0, 1 5 6	7, 7 0 0	6, 1 1 5	3 5, 2 4 1	
		小 ホ - ル	1, 7 8 0	1, 3 3 0	2, 5 2 0	2, 6 2 0	1, 7 7 0	1 0, 0 2 0	
		小 計	9, 2 4 0	5, 1 4 0	1 2, 6 7 6	1 0, 3 2 0	7, 8 8 5	4 5, 2 6 1	
	集 会 室 等	リ ハ - サ ル 室	3 2 0	2 2 0	3 5 6	1 4 5	2 9 5	1, 3 3 6	
		第 1 集 会 室	2 3 3	2 3 3	4 0 2	3 2 3	2 3 9	1, 4 3 0	
		第 2 集 会 室	4 7 1	4 3 2	6 0 0	5 4 9	5 3 8	2, 5 9 0	
		第 3 集 会 室	9 1 9	9 5 7	9 3 8	1, 0 1 8	7 8 9	4, 6 2 1	
		第 4 集 会 室	5 6 4	6 6 1	7 5 0	7 5 5	6 3 2	3, 3 6 2	
		第 5 集 会 室	1, 0 2 0	1, 1 4 5	1, 2 6 3	1, 1 9 0	1, 1 3 0	5, 7 4 8	
		第 6 集 会 室	2 8 6	2 5 6	3 5 2	3 3 7	3 1 0	1, 5 4 1	
		第 7 集 会 室	2 5 3	2 1 4	3 7 6	3 8 9	2 9 0	1, 5 2 2	
		第 8 集 会 室	7 7	1 2 2	1 6 0	1 2 9	1 1 2	6 0 0	
		展 示 室	7 5	2 0	0	0	6 0	1 5 5	
		小 計	4, 2 1 8	4, 2 6 0	5, 1 9 7	4, 8 3 5	4, 3 3 5	2 2, 8 4 5	
		計	1 3, 4 5 8	9, 4 0 0	1 7, 8 7 3	1 5, 1 5 5	1 2, 2 2 0	6 8, 1 0 6	
公 民 館	調 理 室	3 3 1	2 5 5	3 3 6	3 0 1	2 8 8	1, 5 1 1		
	美 術 室	1 8 8	2 6 5	1 4 4	1 3 5	9 0	8 2 2		
	音 楽 室	3 7 5	3 4 9	3 9 2	3 5 2	4 7 2	1, 9 4 0		
	視 聴 覚 室	4 5 3	2 3 6	3 0 4	2 6 3	3 0 8	1, 5 6 4		
	児 童 室	1 6 4	1 2 7	1 4 3	2 3 3	4 6	7 1 3		
	小 計	1, 5 1 1	1, 2 3 2	1, 3 1 9	1, 2 8 4	1, 2 0 4	6, 5 5 0		
合 計			1 4, 9 6 9	1 0, 6 3 2	1 9, 1 9 2	1 6, 4 3 9	1 3, 4 2 4	7 4, 6 5 6	